

# 岐阜県公報

## 目 次

### 規 則

岐阜県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則

(管 財 課) 四九ハ

### 告 示

有害興行の指定

(私学振興・青少年課) 四九

建築基準法に基づく道路の位置指定

(建築指導課) 五〇

### 公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 五一

大垣都市計画の変更案の縦覧

(都市政策課) 五一

多治見都市計画の変更案の縦覧

(同) 五一

各務原都市計画の変更案の縦覧

(同) 五一

建築基準法に規定する用途地域の指定のない区域内で定め

(建築指導課) 五二

る事項の区域区分の変更案の縦覧

(建築指導課) 五二

学校間総合ネット県立学校ネットワークの再構築 機器賃

(教育財務課) 五三

貸借及び維持運用管理業務委託に関する仕様書案に対する

意見招請に関する公告

(教育財務課) 五三

## 規 則

岐阜県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二号

岐阜県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則

岐阜県職員宿舍管理規則(昭和三十二年岐阜県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

- 一 警察本部長の居住の用に供することを目的とする宿舍

附 則

この規則は、平成二十八年二月一日から施行する。

## 告 示

岐阜県告示第三十号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十八年一月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種類	題名	券数	興行会社名
映画	さまようアゲハ 監製トロトロ 劇場版「風に濡れた女」 スチューデンスの秘密 24時間濡れっぱなし 家族の欲情 うずいて濡れた秘部 ボインのお宿 熱女大宴会!	大蔵映画 新日本映画 新東宝映画 オーピー映画	大蔵映画 新日本映画 新東宝映画 オーピー映画

2 指定年月日

平成28年1月26日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第三十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により公告する。

平成二十八年一月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜・西濃建築事務所

位置	幅員（メートル）	延長（メートル）	指定番号	年月日
----	----------	----------	------	-----

揖斐郡大野町大字六里字杵ノ口七  
六番一四、七六番三四、七六番三  
五、七六番三六、七六番三七、七  
六番三九、七六番四〇、七六番四  
二及び七六番四四

不破郡関ヶ原町大字関ヶ原字陣場  
野一〇一一番九

本巣郡北方町清水二丁目四五番二、  
四六番二、四九番

瑞穂市稲里字二ノ町一七六番四、  
一七六番三の一部、一七六番三  
先法定外公共物（水路）

中濃建築事務所

位置	幅員（メートル）	延長（メートル）	指定番号	年月日
関市下有知字下屋敷一八五〇番四	六・〇〇	八四・七	中建築第三 六号の九	平成 二七・二・六
美濃加茂市本郷町七丁目一六番四 の一部から一八番二の一部まで	五・〇〇	三三・五	中建築第三 六号の八	同 二・一・六

東濃建築事務所

位置	幅員（メートル）	延長（メートル）	指定番号	年月日
中津川市東宮町一四六九番九、一 四六九番一二の一部、一四九〇番 八、一四九〇番九、一四九〇番一 四、一四九〇番一七及び一四九〇 番一八	六・〇〇	七・五	東建築第七 二号の一〇	平成 二七・二・六
中津川市東宮町一四六九番二二の 一部	六・〇〇	三〇・三	同	同
恵那市長島町中野字横ヶ根二二六 九番五三九	六・〇〇	五・二五	東建築第七 二号の九	平成 二七・二・九
恵那市大井町字神徳一〇〇二番一 〇の一部	六・〇〇	一六・八	東建築第七 二号の一	同 二・三・八

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年十二月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人清雲会エイシンシルバアカデミー
- 三代 表 者 の 氏 名 篠田 清子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市大福町七丁目一番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域の高齢者に対して住み慣れた地域社会で生活を続けることができるように、地域の医療・福祉・介護事業者と連携し、介護マンパワーの養成とキャリアアップ・介護サードピスの研究開発ならびに直接サードピスに関わる事業を行い、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年十二月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人清流の里

- 三代 表 者 の 氏 名 片桐 勝弘
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県羽島郡岐南町八割二丁目四五番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域と高齢者が支え合う環境を整える事を目的とし、生活弱者や独居高齢者の生活支援や見守り巡回などを行い、地域社会全体に寄与することを目的とする。

大垣都市計画の変更新案の縦覧

大垣都市計画の変更新案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十八年一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称 大垣都市計画区域区分
- 二 都市計画を定める土地の区域 都市計画図書において表示する区域
- 三 都市計画案の縦覧場所 岐阜県都市建設部都市政策課並びに大垣市都市計画部都市計画課、垂井町建設課、神戸町建設部産業建設課及び安八町企画調整課
- 四 縦覧期間 平成二十八年一月二十六日から 同 年二月九日まで
- 五 注意事項 意見書には、氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容について記載すること。

多治見都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十八年一月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

多治見都市計画区域区分

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

四 縦覧期間

平成二十八年一月二十六日から

同 年二月九日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

各務原都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十八年一月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

各務原都市計画区域区分

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年一月二十六日から

同 年二月九日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

建築基準法に規定する用途地域の指定のない区域内で定める事項の区域区分の変更案の縦覧

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）に基づき次に掲げる事項の区域区分の変更をしたいので、次のとおり案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出するものとする。

平成二十八年一月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 用途地域の指定のない区域内で定める事項
  - 1 法第五十二条第一項第七号に規定する容積率の限度
  - 2 法第五十二条第二項第三号に規定する前面道路の幅員が十二メートル未満である建築物の容積率の限度
  - 3 法第五十三条第一項第六号に規定する建ぺい率の限度
  - 4 法第五十六条第一項第二号に規定する隣地境界線からの距離に対する建築物の高さの限度
  - 5 法別表第三五の項の欄に規定する前面道路からの距離に対する建築物の高さの限度
- 二 区域区分の変更を行う市  
多治見市
- 三 区域区分の変更を行う土地の区域  
計画図書において表示する区域
- 四 案の縦覧場所  
岐阜県都市建築部建築指導課及び多治見市都市計画部都市政策課
- 五 縦覧期間  
平成二十八年一月二十六日から同年二月九日まで

学校間総合ネットワーク県立学校ネットワークの再構築、機器貸借及び維持運用管理業務委託に関する仕様書案に対する意見招請に関する公告

学校間総合ネットワーク県立学校ネットワークの再構築、機器貸借及び維持運用管理業務委託に関する仕様書案の作成が完了したので、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。

平成二十八年一月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

1 調達役務の名称及び数量

学校間総合ネットワーク県立学校ネットワークの再構築、機器貸借及び維持運用管理業務委託 一式

2 意見の提出方法等

(1) 提出期限 平成28年2月15日(月)午後5時(郵送の場合は、必着のこと。)

(2) 提出先 〒500 8570 岐阜市数田南二丁目1番1号

岐阜県教育委員会教育財務課情報基盤管理係

電話 058 272 1111 (内線3586)

FAX 058 278 2816

E-mail kiban@gifu-net.ed.jp

(3) 提出方法 仕様書案とともに交付する意見招請説明書による。

3 仕様書案の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 平成28年1月26日(火)から平成28年2月15日(月)までの毎日(県の機関の休日を除く。)午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所 2の(2)に同じ。

4 意見招請に関する事務を担当する部局 2の(2)に同じ。

5 Summary

(1) Subject:

Reconstruction, administration and maintenance of the "Gakkokan Sogo Net", the information network system between schools of Gifu Prefecture

(2) Submission Window:

Any time from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from the 26 of January 2016 through the 15 of February 2016 (excluding weekends and national holidays)

(3) Submission Deadline:

5:00 p.m. February 15, 2016

(Submissions by mail must be received by 5:00 p.m. February 15, 2016)

(4) For further information, please contact:

Network and System Section, School Finance Division, Gifu Prefectural Board of Education

Address:

2-2-1 Yabuta-minami Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570  
Tel: 058-272-1111 Ext. 3586  
Fax: 058-278-2816  
E-mail:kiban@gifu-net.ed.jp

平成二十八年一月二十六日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社